

武蔵野市長 松下玲子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会

会長 室井敬司

答 申

1 審査会の結論

審査請求人が令和4年5月20日付けで行った「石神井川上流第一調節池（仮称）工事に関する打合せ資料等、議事録、東京都への要望資料等、東京都よりの案内等資料」の開示請求に対して、武蔵野市長（以下「実施機関」という。）が同年6月17日付けで行った一部開示決定（令和4年6月17日付け4武環下第100号の2及び同日付け4武都道第52号。以下併せて「本件決定」という。）は取り消し、全て開示すべきである。

2 本件の概要

(i) 審査請求人は、令和4年5月20日、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、「石神井川上流第一調整池（仮称）工事に関する打合せ資料等、議事録、東京都への要望資料等、東京都よりの案内等資料」の開示を請求した。「石神井川上流第一調整池（仮称）工事」に関しては、実施機関・東京都双方の道路管理部局等の担当者間で頻繁に打合せが行われ、その場に資料が提出されるとともに、毎回議事録が作成されたという事情がある。実施機関は、次表の打合せ一覧に掲げる各打合せに係る議事録・資料を対象行政文書として特定し、議事録中の出席者の氏名及び職（以下「非開示部分①」という。）を条例第9条第2号に該当するとし、議事録、打合せ資料及び東京都提供資料中の東京都と協議中の事項（以下「非開示部分②」という。）を同条第5号に該当するとし、それぞれ非開示とする本件決定を行った。

打合せ一覧

番号	打合せの開催日	文書	備考
1	令和2年7月14日	議事録・打合せ資料	4武環下第100号の2関係
2	令和3年5月7日	議事録・打合せ資料	4武環下第100号の2関係
3	同年6月22日	議事録・打合せ資料（要望資料を含む。）	4武環下第100号の2関係
4	同年9月15日	議事録・打合せ資料	4武環下第100号の2関係
5	同日	東京都提供資料	4武都道第52号関係
6	令和3年9月17日	東京都提供資料	4武環下第100号の2関係
7	同年10月12日	東京都提供資料	4武都道第52号関係

8	令和4年1月28日	議事録	4 武環下第100号の2 関係
9	同年4月25日	議事録	4 武環下第100号の2 関係

(2) 審査請求人は令和4年9月6日、本件決定の取消しを求めて審査請求を行った。審査請求人は、本件各打合せに係る議事録には、プライバシー情報は記載されておらず、また、東京都と協議中の事項についてもすでに住民説明会で開示されていることから、開示したとしても何ら市民に混乱を生じさせるようなことは考えられない、などと主張している。

なお、審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件決定を取り消し、「個人情報にかかわるもの」以外を開示するよう求めており、本件各打合せに係る議事録中の出席者の氏名及び職を記載した部分の開示を求めているのか否かは、必ずしも分明ではないが、上記の主張に鑑みて、この部分の開示も求めていると考えることとする。

3 審査会の判断

(1) 非開示部分①について

条例第9条第2号ウによれば、「個人に関する情報（中略）で特定の個人を識別することができるもの」であっても、「当該個人が公務員（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は非開示情報ではないので、職を記載した部分は開示すべきである。

また、出席者の氏名についても、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ア）に当たるといえるので、やはり開示すべきである。

この点に関連して、「武蔵野市情報公開条例の解釈・運用の手引（令和2年10月）」の46頁において、公務員の氏名の開示の是非について、「公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、特段の支障の生じるおそれがある場合（①氏名を公にすることにより、第9条第3号から第6号までに掲げる非開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合）を除き、『慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報』（本号ただし書に係るア）に該当することに留意する。」と述べているが、ここでいう特段の支障が生じるおそれがある場合には該当しないことから、打合せ出席者の氏名及び職は開示すべきものである。

(2) 非開示部分②について

東京都と協議中の事項であることを理由として非開示とされた各部分は、いずれも、令和5年1月18日及び同月22日に武蔵野市立千川小学校で開催された「石神井川上流第一調節池（仮称）工事に関する説明会」において公表されたということであるから、もはやこれらを非開示としておく意味がないので、開示すべきである。

(3) 結論

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

4 審査の経過

年月日	審議経過
令和4年9月26日	諮問

令和4年12月12日	実施機関より理由説明書收受
令和4年12月22日	審議（第17期第10回審査会）
令和5年2月15日	審議（第17期第11回審査会）
令和5年3月30日	審議（第17期第12回審査会）
令和5年5月18日	審議（第17期第13回審査会）
令和5年7月5日	審議（第17期第14回審査会）

以上